

農地法第3条の規定による許可申請書

都城市農業委員会会長 様

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請締切日の日付を記入して下さい

<譲渡人>

住所 都城市〇〇町△△番地
氏名 都城 太郎



<譲受人>

住所 都城市××町□□番地
氏名 株式会社〇〇農産
代表取締役 〇〇 〇〇



下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

該当する項目を○で囲む。

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

売買・贈与なら移転
貸借なら設定(期間を記入)

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	都城 太郎	60	会社員	都城市〇〇町△△番地
譲受人	株式会社 〇〇農産 代表取締役 〇〇 〇〇		農業法人	都城市××町□□番地

登記簿と住所が違う場合は、住民票等住所の繋がりがわかる書類を添付。

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類内容	権利者の氏名又は名称
〇〇町123番4	畑	畑	5,000	〇〇〇円 〔10a~××円〕	都城 太郎		

上段に面積に対する売買価格又は賃借料を記入
下段には、10a 当りの金額を記入
贈与・使用貸借の場合は、0円を記入

捨印

捨印

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

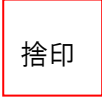
(1) 権利を設定し、又は移転しようとする時期	平成	年	月	日	許可後	
(2) 契約期間	始期	令和	年	月	日	貸借であれば契約期間を記入
	終期	令和	年	月	日	
(3) 水田裏作の期間	始期	平成	年	月	日	所有権移転の場合『許可後』と記入
	終期	平成	年	月	日	
(4) その他						

4 権利を設定し、又は移転しようとする事由（該当する内容に○を付してください。）

譲渡人	1 交換による	2 労力不足	3 兼業による経営縮小	4 参加法人への出資等
	5 農業廃止	6 耕作不便	7 農地以外との交換	8 相手方の要望
	9 贈与による	10 競売による	11 農業者年金受給	12 資金を必要とするため
	13 その他（ ）	申請理由に○をして下さい		
譲受人	1 増反による	2 交換による	3 贈与による	4 競売による
	5 経営移譲による	6 農業生産法人設立による	7 その他（ ）	

(記載要領)

1. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
3. 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
4. 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。



農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※最新の農家台帳面積を記入して下さい

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)													
	自作地	1,000		1,000															
	貸付地																		
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">所在・地番</td> <td colspan="2">地目</td> <td rowspan="2">面積 (㎡)</td> <td rowspan="2">状況・理由</td> </tr> <tr> <td>登記簿</td> <td>現況</td> </tr> <tr> <td>非耕作地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	登記簿	現況	非耕作地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由														
		登記簿	現況																
非耕作地																			

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)													
	借入地	14,000		14,000															
	貸付地																		
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">所在・地番</td> <td colspan="2">地目</td> <td rowspan="2">面積 (㎡)</td> <td rowspan="2">状況・理由</td> </tr> <tr> <td>登記簿</td> <td>現況</td> </tr> <tr> <td>非耕作地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	登記簿	現況	非耕作地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由														
		登記簿	現況																
非耕作地																			

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

捨
印

捨
印

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採 放 牧 地
作付(予定)作物		甘藷						
権利取得後の面積(m ²)		20,000						

申請前の耕作面積と申請面積の合計面積を田・畑(作物)ごとに記入して下さい

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	甘藷用 苗植機	収穫機			
		確保しているもの	2	2	2		
	(リース)	1	所有又はリース及び導入予定の農機具を記入して下さい				
導入予定のもの	(所有)						
	(リース)						
	[資金繰りについて]						

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦	年	農業技術修学暦	年	その他

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	人 (農作業経	記入不要
	増員予定:	人 (農作業経験の状況:)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	人 (農作業経験の状況:)	
	増員予定:	人 (農作業経験の状況:)	

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 (権利を設定又は移転しようとする土地の現地案内図を添付してください。)

- (1) 平均距離 6km
(2) 平均時間 15分

拠点となる場所から申請地までの距離・時間を記入して下さい



<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

※別紙参照(別紙に記載し、添付して下さい)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

	氏名	年齢	性別	権利取得者との関係	主たる職業	その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の日数	その者が農作業に常時従事する日数
世帯員等							

記入不要

(「農作業に常時従事する日数」とは、その日数、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

現在の耕作面積と申請面積の合計

$$\begin{aligned}
 &(\text{権利を有する農地の面積} + \text{権利を取得しようとする農地の面積}) = 20,000 \text{ (m}^2\text{)} \\
 &\quad (15,000\text{m}^2) \quad + \quad (5,000\text{m}^2)
 \end{aligned}$$

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

$$(\text{権利を有する採草放牧地の面積} + \text{権利を取得しようとする採草放牧地の面積}) = \quad \quad \quad (\text{m}^2)$$

捨
印

捨
印

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）
以下のいずれかに該当する場合は、5-1 を記載することに代えて該当するものに印を付して
ください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）

- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

捨
印

捨
印

II 特殊事由により申請する場合の記載事項

8 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

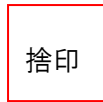
(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合



(3) 以下の場合は、I の 2 (農地所有適格法人要件)、5 (下限面積要件) 以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の 4 分の 3 以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

捨
印

捨
印

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>
1-1 事業の種類

【事業要件】
農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半（51%以上）であるか確認します。

区分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	甘 藷		
権利取得後(予定)	甘 藷		

1-2 売上高

年度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	9,000,000	
2年前(実績)	10,000,000	
1年前(実績)	11,000,000	
申請日の属する年 (実績又は見込み)	12,000,000	
2年目(見込み)	13,000,000	
3年目(見込み)	14,000,000	

農業以外の事業がない場合は記入しない

捨
印

捨
印

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m ²)		農業への従事状況(日数)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
都城 太郎	40	貸借権	8,000	350	350	
都城 花子	40	0	0	250	250	
宮崎 次郎	20	0	0	300	300	

【議決権の数】 株式会社、特例有限会社 ⇒ 出資株数（1株1議決）
 合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人 ⇒ 1人1議決
 ※農事組合法人以外は、定款に別段の定めがある場合、この限りではありません

議決権の数の合計

100

上表(1)の議決権合計を記入

農業関係者の議決権の割合

100%

総議決権と農業関係議決権との割合

上表の農業への従事日数(直近実績)の合計を記入して下さい

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数 [900] 日

【議決権要件】
 理事・役員等の議決権が過半数以上(51%)であるか確認します。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外のもの）

氏名又は名称	議決権の数

農業関係者以外の議決権数を記入
 ※農業関係者以外がない場合は記入しない

議決権の数の合計

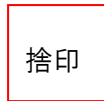
上表(2)の議決権合計を記入

農業関係者以外の議決権の割合

総議決権と農業関係以外の議決権との割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。



<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況(日数)		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
都城 花子	□□町□□番地	取締役	250	250	0	0
宮崎 次郎	△△町△△番地	取締役	300	300	250	250

【役員要件】 ①～②両方に当てはまるか確認します。
 ①役員の過半（51%以上）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。
 ②役員または重要な使用人のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること

（「農作業に常時従事する日数」とは、その日数、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。）

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況(日数)		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。